

共済見舞金

死亡見舞金 **150万円**

傷害見舞金 **2万円 ~ 50万円** (下表のとおり)

身障見舞金 **50万円** (身体障害者福祉法施行規則の1級又は2級となった場合に、傷害見舞金のほかに支給します。)

等級	入院の日数及び実際に通院して治療した日数(症状が固定した後の後遺症の治療についての通院などは含まれません。)	金額
1	286日 ~	500,000円
2	271日 ~ 285日	475,000円
3	256日 ~ 270日	450,000円
4	241日 ~ 255日	425,000円
5	226日 ~ 240日	400,000円
6	211日 ~ 225日	375,000円
7	196日 ~ 210日	350,000円
8	181日 ~ 195日	325,000円
9	166日 ~ 180日	300,000円
10	151日 ~ 165日	275,000円
11	136日 ~ 150日	250,000円
12	121日 ~ 135日	225,000円
13	106日 ~ 120日	200,000円
14	91日 ~ 105日	175,000円
15	76日 ~ 90日	150,000円
16	61日 ~ 75日	125,000円
17	46日 ~ 60日	100,000円
18	31日 ~ 45日	75,000円
19	16日 ~ 30日	50,000円
20	6日 ~ 15日	30,000円
21	1日 ~ 5日	20,000円

★この他、一般会員である父母が死亡した場合は交通遺児1人につき、遺児見舞金10万円が支給されます。

共済見舞金の請求時期及び期間

傷害見舞金は傷害が治ってから請求してください。

なお、死亡した日、※傷害の治った日(症状固定日)から**2年を経過**すると見舞金のお支払いができませんのでご注意ください。

※症状固定後の後遺症の治療(形成術の施術等含む。)は対象となりません。

共済見舞金を請求するときは

見舞金の請求は、加入申込みをした市役所・町村役場の交通災害共済担当の窓口で行うこととなります。

その際、交通事故証明書や診断書など、発行に費用がかかる書類が必要となりますので、必要書類を揃える前に、まずは窓口相談のうえ、次の表の書類を提出してください。

必要書類等	見舞金の種類	死亡	傷害	身障
交通事故証明書等 ※		○	○	○
診断書(交通災害共済用) ※			○	
死亡診断書又は死体検案書		○		
身体障害者手帳の写し				○
身体障害者診断書の写し				○
印かん		○	○	○

※交通事故証明書及び診断書は必ず**原本**を持参してください。
なお、その他の書類が必要となる場合もあります。

※**交通事故証明書等とは**.....

自動車などによる死傷事故の場合

会員の名前が載っている自動車安全運転センターの発行した人身事故扱いの交通事故証明書

(会員の名前が載っていても物件事故扱いのものについては、この他に自賠責保険(自動車損害賠償保障法に基づく保険又は共済、いわゆる強制保険)の支払証明書又は救急車等の搬送証明書などが必要になります。)

② 電車などによる死傷事故の場合

警察署の証明する書類又は駅長等現場の責任を有する者の事故の事実を証明する書類

③ 自動車などの事故で会員の名前の載っている交通事故証明書が得られない場合

(人身事故の届出をしないと同乗者の名前は載りません。)

自賠責保険の支払証明書又は救急車等の搬送証明書
(見舞金の最高限度額**30,000円**)

※**診断書(交通災害共済用)とは**.....

① 医師又は歯科医師の発行する交通災害共済用診断書

(用紙は市役所、町村役場などの窓口にあります。)

② 柔道整復師(ほねつぎ、接骨)の発行する施術証明書

(用紙は上記診断書用紙を修正してご使用ください。)

この場合、骨折又は脱臼に限りあらかじめ、**医師の同意書**(用紙は市役所、町村役場などの窓口にあります。)が必要になります。ただし、施術実日数が16日未満の応急手当の場合は、医師の同意書は必要ありません。

その他

① 会員の無免許運転等及び故意又は重大な過失並びに地震などの天災、内乱などによる交通事故の場合は、見舞金のお支払いはできません。

② 共済加入後に、他の市町村等に転出して共済期間内の事故であれば、見舞金を請求できます。

★詳しいことは、加入申込みをした市町村の窓口でお尋ねください。

令和7年度

交通災害共済 集団会員募集

年会費
350円

万一の交通事故に
備えて加入しましょう!!

※本共済は、自転車損害賠償保険とは異なるものです。



市役所 / 町村役場
千葉県市町村総合事務組合

通学路や遊び場の行き帰りは危険がいっぱい…

お子さんのまさかの交通事故に備えて加入しましょう。



集团会員になれる人

共済期間の始まる時(6月1日または9月1日)に、加入申込みをする市町村内の幼稚園・小学校・中学校・認定こども園及び保育所その他の児童福祉施設(以下「学校等」という。)に在籍していること。

加入申込み

学校等单位で加入(この会員を『集团会員』といいます。)してください。

学校等单位でとりまとめ、市役所・町村役場で受付します。

学校等の単位で加入することにより**集团会員は一般会員の半額**で加入できます。

共済期間と会費

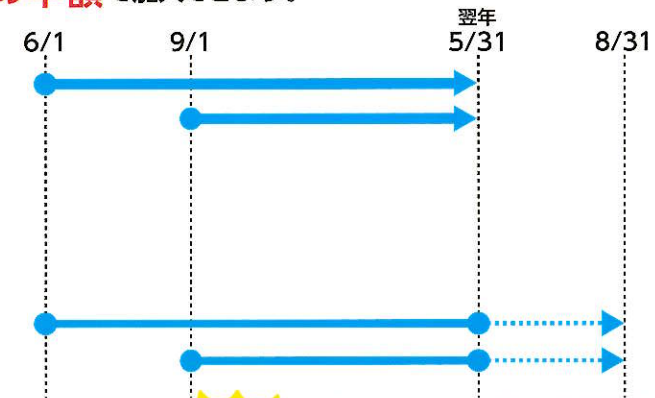
- 6月1日～翌年5月31日 …… 350円
 - 9月1日～翌年5月31日 …… 300円
- (既に一般会員である新入学生が申込み場合等)

中学卒業見込み者の特例

中学3年生が引き続き一般会員になるとき

(翌年6月1日～8月31日の一般会員の会費を含むもの)

- 6月1日～翌年8月31日 …… 550円
- 9月1日～翌年8月31日 …… 500円



対象となる交通災害は日本国内の事故で次に掲げるものです。

1

車両(自動車、オートバイ、自転車など)の交通事故による事故で、自動車安全運転センターから**交通事故証明書**(原則として**人身事故扱い**とされたもの)が発行されたもの

2

電車等の運行による事故で、警察署が証明したもの又は駅長等現場の責任を有する者の事故の事実を証明したもの

3

車両の交通による事故(1の場合を除く)で、自動車損害賠償保障法により保険金(共済金)が支払われたもの又は救急車等の搬送証明書が得られるもの(見舞金の最高限度額**30,000円**)

注意

交通事故にあったら、必ず警察に届けましょう。

交通事故にあったら、ただちに警察署・交番に届け出て、後日交通事故証明書を発行してもらえるようにしてください。(自転車の単独事故の場合も同様です。)

交通事故証明書が得られない場合は、原則として**見舞金の支給は受けられません**ので、十分ご注意ください!!

共済期間 (会費)

☐ 令和7年6月1日 ～ 令和8年5月31日まで (会費350円)

☐ 令和7年9月1日 ～ 令和8年5月31日まで (会費300円)

中学卒業見込み者の特例

☐ 令和7年6月1日 ～ 令和8年8月31日まで (会費550円)

☐ 令和7年9月1日 ～ 令和8年8月31日まで (会費500円)

◆ 該当する欄に☑印をしてください。

交通災害共済加入申込書 (集团会員)

きりとせん

氏名 _____ 年 _____ 組 (_____ 組)

親権者(後見人)
氏名 _____